

議第60号

包括外部監査契約の締結について

県は、次により包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約の金額 10,887千円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 西置賜郡小国町大字河原角162番地1
氏名 大 嶋 雄 生
資格 公認会計士

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものである。

議第61号

山形県公立大学法人が徴収する料金（山形県立米沢女子短期大学に係るもの）の上限の認可について

県は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、山形県公立大学法人が徴収する料金（山形県立米沢女子短期大学に係るもの）の上限を次のとおり認可するものとする。

1 授業料

- (1) 聴講生 1 単位につき5,000円

提 案 理 由

山形県公立大学法人が徴収する料金（山形県立米沢女子短期大学に係るもの）の上限を認可するため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提案するものである。